

別紙4

- 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準及び介護報酬上の取扱いについて（平成15年5月30日老振発第0530001号・老老発第0530001号 厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知）

改正前	改正後
<p>1 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準上の取扱い</p> <p>基準省令第百十一条第一項第二号の規定により、指定通所リハビリテーションの単位ごとに、<u>その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供にあたる従事者が二人以上確保され、このうち理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で〇・二人以上確保されていることを要するものであること。</u></p> <p>なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテーションの基本方針（基準省令第百十条）に照らし、原則として、通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであること。</p>	<p>指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る人員基準上の取扱い</p> <p>基準省令第百十一条第一項第二号の規定により、指定通所リハビリテーションの単位ごとに、<u>利用者の数が十人までは、その提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定通所リハビリテーションの提供にあたる従事者が一人以上、利用者の数が十人を超える場合は、利用者の数を十で除した数以上確保されていることとし、これらのうち、専らリハビリテーションの提供に当たる理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、利用者が百人、又はその端数を増すごとに一以上確保されていることを要するものであること。</u></p> <p>なお、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士については、指定通所リハビリテーションの基本方針（基準省令第百十条）に照らし、原則として、通所リハビリテーションの単位ごと、かつ営業日ごとに適切に配置することが望ましいものであること。</p>
<p>2 指定通所リハビリテーションにおける理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士に係る介護報酬上の取扱い</p> <p><u>理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が常勤換算方法で〇・二人以上勤務していない週に提供された指定通所リハビリテーション</u></p>	

ンについては、当該単位について当該週を通じて所定単位数に一〇〇分の七〇を乗じて得た単位数を算定すること。